

教育の民主主義的発展と技術教育・職業訓練

—— 教育制度検討委第三次報告をめぐって ——

佐々木 享

I

今日ほど、教育問題が広範な国民大衆の関心事になったことはかつてなかったのではないかと思われる。それは一面では進学熱に現われているのであるが、進学熱の“過熱”それ自体といえども子どもの未来に期待したいという親の切実な願いがふくまれているという健康な側面を軽視することは誤りであろう。このことをふくめ、今日ほど、教育の実践家・研究者に、親・国民大衆から教育の民主主義的な発展についての展望が期待されている時代はなかったといえるように思われるのである。日教組が委嘱した教育制度検討委員会のしごとも、こうした期待に誠実にこたえようとする企図の一つということができる。

ここでは、さきに（1973年6月18日）発表された教育制度検討委員会の第三次報告書について、主として技術教育に関連する問題を中心に若干の感想を記しておきたいと思う。

（テキストとしては、『教育評論』1973年7月臨時増刊号を用いる。以下のカッコ内のページは同誌のものである。なお、技術教育研究会の東京支部は去る7月21日、同報告の提起している技術教育の諸問題をめぐって研究会をもった。私もおかれて討論に参加し、教えられることが多かった。しかし、いうまでもなく以下にのべることは、技教研やその東京支部という団体の見解ではなく、あくまでも私個人のそれである。）

教育制度検討委員会（以下、検討委と略す）の報告には、以前に発表された第1次・第2次報告をふくめて、全体として、一貫してわが国の教育を民主主義的に発展させたいという熱い願いがこめられていることを、私たちは高く評価してよいと思う。私たちは、かつて、わが国の教育の民主主義的な発展の計画について、これほど深くしかも広範な問題にわたって検討された文書を知らない。近代日本の歴史をひもとくと、労働・農民運動、民主主義的な発展をめざす政党、民主的な研究者などが、幾度となく教育改革の計画や国民大衆の教育要求について発言し討論をよび起してきたが、今回の報告ほどに、深く広汎に問題を提起したことはなかった。このことを可能ならしめた背景には親をはじめとする国民各層の教育への関心と高まり、政府・文部省を中心とした国の教育政策・教育行政への根強い疑惑と反発、教育を通しての子ども・青年の未来への期待と願望があることを忘れてはならないが、同時に、今日の数多くの優れた教育実践、それを結集している教員組合運動や民間教育研究運動の発展、それらを通して（それを励ましたまたそれに支えられながら）発

展してきた民主主義的で科学的な教育理論が、このようなすぐれた文書をまとめうる力量となっていることを指摘しておくことは必要である。私は、日本国民の一人として、1970年代にこのような文書を自分たちの手にすることができたことを、日教組という教職員の労働組合が専門家集団を結集してこのような文書をまとめる力量をもつに至ったことを、誇りとしてよいと思う。

検討委の報告を私たちは全体としては積極的にうけとめて検討すべきだと思うが、もちろんこれは、報告が何らの欠陥や問題をふくまないということではない。それどころか、問題提起が大胆であるだけに検討すべき問題も多いといったほうがよいだろう。今日の研究・実践の優れた成果が盛り込まれているとはいっても見落としがあろうし、私の感想としては短期間によくこれだけの文書をまとめたと思うが、それだけにまた準備期間が余りに短かかったように思う。

およそ以上のことを全体的な感想として、以下に、第三次報告を中心に技術教育の部分に限って若干の感想を記してみよう。

Ⅱ

第三次報告のうち、技術教育に関連して注目されるのは、①「Ⅰ. 教育内容をどう編成していくか」の部分における必修教科としての技術科設置の提言とその内容、②および選択課程の位置づけとそこにおける技術教育や職業教育の扱い方、③「Ⅱ. 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」の部分における職業訓練に関する積極的・画期的な提言、④およびそれに関連した「大学の解放」の問題、⑤以上の諸問題に付随する問題に整理してみることができるように思う。

まず第一に、私たちは、第三次報告が第一階梯（小学校前期）から第4階梯（高校）に至る全階梯にわたって、全児童・生徒が学ぶ共通教科として「技術」科をおくと提言していることに注目しなければならない（30ページ）。たしかに現行教育課程でも「工作」は小学校で必修、「技術」が（「技術・家庭」の「男子向き」というゆがんだかたちで）中学に必修となっているからこの提言は高校で必修にすることに意味があるようにもとれる。しかし、この提言はそれほどかんたんなものではない。というのは、報告が小・中・高校のすべての階梯にわたって必修教科とその時間数を大幅に削減するなかで、この「技術」科を必修として男女共通に課することが提言されているからである。私は第三次報告が、小学校低学年から高校に至るすべての段階の教育において、一般教育としての技術教育をかくも重視していることを、わが国の教育の民主主義的な発展に極めて重要な意義をもつものとして評価し、このような考え方を積極的にひろめ深める必要があると考える。そしてこのことを通して、私たちのような技術教育の研究者・実践者にたいして、他教科の人にたいする以上に大きな期待が寄せられていること、それに応える責務が重大であることを示唆しているように思うのである。

第三次報告は、このような提言をする根拠を「教育課程編成の視点」のなかにつぎのようにのべている(27ページ)。

頭と手をつかって物事をたしかめ、物をつくりだす活動、子ども・青年の主体性にもとづく表現的・創造的な活動を充実させること。

自然のなかや集団のあいだの遊び、年長者とともに労働をするなかで、頭と手をつかってものをつくりだす活動は、事物を認知する力を養い、身体や経験や感覚の発達を有効にのばしうながすものであり、また人間的な労働への認識と、その能力の基礎をつちかうものであり、労働するものへの尊敬の念をそだてるものである。すべての文化の根源が労働であると考える私たちは、幼年のころから青年にいたるまでの各教育機関において、頭と手をつかってものをつくり出す活動をとくに重視しなければならない。これは精神労働と肉体労働の分離の傾向を克服し、生産的労働と教育との結合をはかるといふ理想にむかうことはもちろんであるが、今日都市と農村の両方において、子どもの遊び、集団的な遊び、自然との接触、自然物をつかって物をつくりだすこと、家庭において身体と精神の発達にとってかけがえのない、祖父母や父母たちといっしょの労働経験が、極度にへっている欠陥を打破する役割をも果すのである。この意味で、私たちは保育の段階から、この活動を重視するとともに、学校教育の各段階において、技術科を創設することを提案する。(以下略)

このような提案の意味するところは重大である。まず、検討委の報告自体にそくしていえば、視点のこの部分は、第二次報告の当該部分(『教育評論』1972年7月臨時増刊号、44ページ)を大幅に補強したものである。(ついでにいえば、第二次報告では2番目になっていたこの項目が第3次報告で3番目になったのは、第三次報告の視点の第1に「日本国憲法に定められている精神、諸原則をしっかりと身につけさせること」が加えられたからであるが、私はこの挿入には全く賛成である。)

このような理由からして、小学校から高校に至る全段階に技術科を創設しようという提言は、学校教育のなかへ労働の教育を加えるという問題、あるいは生産労働と教育を結合させるという問題と深く関係していることがわかる。

私が考えるところでは、生産労働を学校教育つまり普通教育のなかでどう取り入れるかという問題は、教育を民主主義的に発展させるという課題にとってはかなめの問題のひとつである。それは報告も指摘しているように、労働が文化の根源であり人間の発達に不可欠のものだからであるが、それはまた、生産労働が基本的には賃労働でしかあり得ない資本主義社会では極めて困難な課題でもあるからである。教育改革を問題とするときしばしば、困難であるが故に避けられがちなこの労働の問題に、検討委が正面からとり組んでいることに私は賛意と深い敬意を払わずにはいられない。

しかし、第三次報告が労働の問題をかくの如くに位置づけたことは、たんに第二次報告の当該部分の大幅補強にとどまらず、第一次報告にも問題を波及させざるを得ないように思われる。というのは、第一次報告には「教育の目標——私たちの考える人間像」として、1.憲法と教育基本法の人間像を、2.人間を尊重する人間——差別を許さない人間、3.正義を愛する人間、4.真理を愛する人間、5.感情ゆたかで生命力にあふれた人間、6.国際連帯を求める人間、という6項目が掲げられてはいるが、第三次報告の教育課程のところでは上記のように重視されている労働の問題を正面から位置づけた項目ないし説明がみあたらないからである。教育基本法第一条（教育の目的）のなかに「勤労と責任を重んじ」という句が含まれていることは周知のところではあるが、教育課程としてこれだけ重視するのであれば、「教育の目標」のなかにも正当に位置づけることが要請されているというべきであろう。

それと同時に、私たちは、今日の社会において、普通教育の全段階に労働の教育あるいは技術教育を取り入れることは、戦前からの手工科や工作科、あるいは戦後の中学校の職業科や技術科の実態とその歴史に照らしてみても、けっして容易な課題ではないことに、もっと注意を喚起する必要があるように思う。その困難さは、大きくは政府の教育施策（教育諸条件の貧困など）に起因するが、本質的には、社会のなかで生産労働が正しく評価されておらず——あるいは社会のしくみがそうになっていること、それが生産労働の軽視というかたちで大衆の意識に反映しているという事実由来している。私たちは第三次報告の提言が、この困難さに正面からたたかいて挑んでいるところに画期的な意義を認めるわけであるが、それだけに、困難ななかでこのような提言がなされる意義を強調しておくことは必要なのである。もっともこれは、私自身へ向けてのことばでもあるが。

Ⅲ

ところで、周知のように地域総合高校という新鮮な構想を提示した第二次報告は、同時にその地域総合高校の教育課程には総合技術教育をふくむべきだと提案した点で注目をひいたのであった。この点に関して私は別の機会に、地域総合高校の構想やそれが総合技術教育を指向することには賛成できるが、グループスカヤのいうように総合技術教育はいわば教育の全一的なシステムをさすべきであるから、特定の教科を、しかも低学年からではなく高校段階の特定の教科だけを「総合技術教育」と称することには疑問があるという意味のことを述べたことがある¹⁾。私の意見は今日においても変わっていない。ところで第三次報告は、高校にも「技術」科をおくとのべてはいるが、それを「総合技術教育」とよぶとはっていない。この点に関しての第二次報告と第三次報告との異同は必ずしも明らかではないが、総合技術教育ではないものを「総合技術教育」と称すべきではないから、第二次報告のいう「総合技術教育」を「技術」科とよぶことにしたのなら私は賛同できる。

いうまでもないことかもしれないが、私はわが国の教育改革の課題として、総合技術教育の実現を指向するという課題を提起することに反対しているわけではない。それどころか、幾多の困難が予想される今日の段階で、総合技術教育の思想に深く学び、各国の総合技術教育の実際を知ってその成果をわが国の教育のなかに生かそうとする企図については、それがどのような初歩的なものであろうと、わが国の教育の民主主義的な発展にとって極めて重要な意義をもっていると考えている。いいかえれば私の意見は、総合技術教育の実現をめざすことには賛成だが、総合技術教育でないものを総合技術教育と称することには賛成できないということである。このような点からみて、第三次報告が「総合技術教育」という呼称をやめた(?)ことは、第二次報告からの後退を意味するものでないとする。それどころか、前にも指摘したように、教育課程編成の視点として労働の意義を重視し、それに基づいて低学年から高校に至るすべての階梯において、必修科目とその時間を大幅に削減するなかで「技術」科を必修にしようとする企図していることは、むしろ着実に総合技術教育への一歩をすすめようとするものだというべきであろう。それだけに困難もまた大きいのである。

高校の必修「技術」科をどのような内容を教授する教科として構想するかは、いわば地域総合高校の成否がかかる重要な課題であるように思われる。というのは、戦後の「総合制」の議論のなかでは、かつての日本教育学会の「総合技術科」構想と最近の長野高教組の人々による「総合技術科」²⁾構想以外には類似の構想は知られていないし、「総合制」を守る努力を重ねてきた京都の高校教育研究とその運動の中にはここでいう必修技術科のような構想はなかったから³⁾、この第三次報告の提案は、事実上全く新たな提案だからである。編成事例(48ページ)によると、この教科は、①工作、②飼育・栽培、③衣食住、④技術史をふくむとされているが、衣食住と技術史をのぞくと、戦前の中学校における作業科を思い起させるものがある⁴⁾。衣食住は現行の「家庭一般」と類似の内容と考えられるし、技術史の学習には大規模な施設設備は要しない。とすると成否は工作、飼育・栽培にあるということになるが、これが戦前の作業科のような「勤労精神教育」にならないような歯止めをどこに求めるのかは重要な課題となるであろう。私のみるところでは、施設設備と教員養成というような教育条件が整うかどうかという問題はもとよりであるが——職業高校の廃止よりは、現行の普通科に技術科をおくことの方がずっとむづかしい——、高校でも一般教育として技術教育が必要なのだということについての国民的な合意を得ることが結局のところこの成否を左右するように思われる。

IV

第三次報告が提案している各階梯の必修の「技術」科の内容については、私はまだ十分に検討する用意がない。およその感想としては、上にのべたような点から、積極的に実現するという方向で

考えるべきだと思っている。具体的には、小学校については現行の図画工作科のうちの工作教育を拡充し飛躍的に強化するという方向で考えることができるし、中学校については、現行の「技術・家庭」科を日頃から私たちが主張しているような方向に抜本的に改革することではないかと考える制度の面からいえば、高校に必修の技術科をおくことだけが全く新しい試みとなるから——戦前の中学校に作業科があったが——これが最も困難かもしれないが、この必修「技術」科構想の成否は、実際問題としてはむしろ小学校の段階のいまの図画工作科のうちの工作を、提案のように充実したものに改革できるかどうかにかかっているとみたほうがよいのではないかと思う。というのは、現行の技術科がそうであるように、低学年の段階の技術教育がおこなわれないのに（現行の図画工作科では、工作は行なわれていないに等しいのが実態であるから）、高学年に技術教育を課すと、どうしても中途半端な浮きあがったものになってしまうからである。この点で、小学校段階の技術教育については、本格的な研究団体もなかった私たちの技術教育研究会としても以前から深い関心を払ってきたとはいえ、ようやく最近になって本格的な研究にとりかかったばかりの状態だという実状にあることを考えると、小学校段階の技術教育をどう実現し充実させてゆくかは、当面の教育改革の最も重要な課題の一つだということができるように思う。

なお私は、第三次報告が各教科の内容例を「各教育階梯における教育内容編成案例」として、報告本文と切り離して扱ったことには賛意を表したい。検討委のような教育制度全般を検討する研究機関が各教科の内容まで検討できるのかという疑問があるし、各教科については教科ごとにすぐれた実践家・研究者がおり研究・実践の運動がすすんでいるのだから、その検討にまつべき面が多いと考えるからである。

しかし、それにしても選択教科の問題に関しては若干の意見をのべてみたい。

第三次報告は、大学を除く各階梯の教育課程を共通課程と選択課程とに分けることを大胆に提案している。第三次報告のこの部分は、教育現場ではおそらく最も議論を呼ぶ点かと思われる。私は、このような提案は、基本的にはその趣旨に賛成する方向で検討してよいのではないかと考えているが、それにつけても若干の疑点があることをつけ加えておきたい。

その1つは、小学校段階に選択課程をおくことの可否の問題である。小学校の必修科目の時間数を減らすことには大いに賛同できるが、そのことと選択課程をおくことは全く意味がちがうように思う。あとでもふれるように、中学校でさえ生徒が科目を自主的に選択することは困難だとされてきたことを考えると、小学校では選択課程があったとしてもそれはおそらく学校毎の選択でしかありえないのではなからうか。外国で小学校に選択科目をおいている例があるかどうか知らない。第三次報告は、少なくとも小学校に関しては、必修の授業時間を削減すること・自由な学習時間を保障することと、選択科目をおくことをやや安易に結びつけているという疑問をいだかざるを得な

いであろうか。

中学校に選択課程をおくことにはやや違った問題があるように思う。というのは、戦後の中学校には発足以来今日に至るまで、小学校とは違って、第三次報告のそれ程に大胆なものではなかったが、選択教科がおかれてきたからである。念のために戦後の選択教科についていえば、1947年の学習指導要領では外国語、職業および事実上選択科目といえる「自由研究」のほかに3教科の選択ができ、1949年と1956年の学習指導要領では「自由研究」はなくなったが外国語、職業・家庭科のほかさらに3教科を選択することができた。1958年の改訂では、外国語、農業、工業、商業、水産、家庭、音楽、美術、数学を選択することができ、1969年の改訂でも、外国語、農業、工業、商業、水産、家庭を選択することができた（このうちには、職業・家庭、音楽、美術、数学などのように必修科目と選択科目の両方におかれるものもあった）。選択教科をおく趣旨やその教科の種類は、もちろん第三次報告のそれと同じではないが、選択教科の種類には共通のものが多い。選択教科をおく趣旨がちがってはいるにしても、戦後25年間の中学校の選択教科が辿った道には検討に価する問題が多い。1958年以降の選択教科は明らかに進学・就職のコース別選択制の一環として位置づけられていたが、その1958年の学習指導要領にも直接にコース分けと関係しない選択教科もあった。いまここではこまかな数字をあげることはしないが、⁵⁾趨勢としては、選択の実情は、外国語がはじめから事実上の必修教科とされていたことを含めて、衰退の一途を辿ってきたのであった。第三次報告が中学校に選択科目をおくというとき、こうした実績をどう評価するのかが大いに問題となるところである。というのは、教育改革はどれほど大胆な試みであっても、過去の類似の経験と無関係であり得るはずがないと考えるからなのであるが、第三次報告がこの点に何らふれていないのはどうしたことなのであろうか。

また、第三次報告のいう高校の選択課程が意味するところは重大である。そこには、「この階梯の選択課程は大きく一般教育部分と職業教育部分とに分れる。しかしながら、私たちの構想している地域総合高校は『普通教育を行なう学校』であって、本格的な職業教育を行なう機関ではない。私たちの主張はだから職業高校廃止論である。そして普通教育を主とする総合高校一本にすべきであると主張しているのである」（49ページ）とのべられている。このような意味での「総合制」は、戦後一貫して主張されてきた高校三原則の一つとしての「総合制」とは明らかに異なる主張をふくんでいると思われる。じっさい、第二次報告（前掲誌56ページ）では、検討委のいう総合制は「戦後のいわゆる総合制とは異なる」ものだとのべ、それを「真の総合制」と呼んでいる。しかし、職業科の廃止をうちにふくむものを「真の総合制」ということには疑問がある。第二次報告は「真の総合制」の説明として京都の教育課程審議委員会の答申（1972年1月）を引用しているが、明らかにその引用の仕方は恣意的である。同答申は、第二次報告に引用された部分のすぐあとにつ

づけて、「基礎的な教育」と「専門教育」についてのべ、そのなかで普通科・職業科の存在にふれているし、またつづけて、「真の総合制を回復」するためには「入学時には学科を固定せず、在学中に修得した単位によって、卒業認定のさい卒業学科を決定するという制度の方向で、法律・財政上の問題を含めて検討すべきである」とのべている。この引用に明らかなように、京都は戦後初期からの「総合制」の理念を堅持しようとし、それを「真の総合制」とよんでいるのである。したがって、専門学科の存在を否定しようとする検討委の構想は、戦後いわれてきた総合制でもなければ京都の人々がいう「真の総合制」でもない。あえていうならば無用な混乱を避けるためにむしろ「新たな総合制」と呼ぶべきであったように思う。残念であるが、私はまだ、この検討委の提起する新しい総合制の理念を検討するに足る材料をもち合わせていない。

V

検討委の報告のうち、技術教育関係者の格別の注目をひくのは、職業訓練に関して重要な提言を行っている点である。従来、教育とは別個のものとして扱われるきらいのあった職業訓練をも、国民の教育を受ける権利という観点からとらえたことは、特別の意義をもっている。私はこの第三次報告のうち職業訓練に関する部分については、審議と起草の段階で若干の協力をしたので、責任をも感じている。公共職業訓練の拡充、企業内職業訓練の民主化等々、どれ一つをとっても容易ならぬ課題である。この部分に関しては私自身が大方のご意見を仰ぎたいところである。

(専修大学)

(注)

- 1) 拙稿「わが国における『総合技術教育』の問題と技術科の男女共学」、『教育』1972年11月増刊号、56～60ページ
- 2) 長野高教組高校教育専門委員会・同教育課程研究会『高校教育課程の自主編成(第一次案)』1971年10月。長野高教組高校技術教育研究委員会 同教文会議総合技術教育研究専門委員会『総合技術教育概説』1972年2月。長野高教組教文会議・総合技術教育研究専門委員会『教科・総合技術Ⅰ(教授資料試案)』1973年7月。
- 3) 木下春雄「高校三原則と民主的の高校教育の探求 京都の高校教育」、国民教育研究所編『民主的の高校教育の創造』1967年所収。
- 4) 原正敏「旧制中学における作業科 その技術教育的側面の検討」、『科学史研究』第66号1965年。
- 5) 「中学校選択教科『職業』の履修状況」、『技術教育研究会会報』第78号、1973年。